

第2510地区 第11グループ
函館東ロータリークラブ
2019~2020 会報

Now that we can !

今、私たちが出来る事！

2019~2020年度 会長 石畠 弘樹

- 例会場／ホテル函館ロイヤル TEL(0138)26-8181(代)
- 例会日／毎週火曜日 12:30~13:30
- 事務所／ニチロビル4F TEL(0138)23-3870 FAX(0138)22-2251
- 会長／石畠弘樹
- 副会長／田中治
- 会長エレクト／佐藤真一
- 幹事／安保裕一郎
- 副幹事／新保栄子
- 友好クラブ／長崎東ロータリークラブ



第3008回 10月29日(火)

本日の
プログラム

「ヨットの魅力」

南北海道外洋帆走協会理事長 龜谷 雄朗 氏

次週の
プログラム
11月5日(火)

「函館市子ども未来部の取り組み」

函館市子ども未来部

第3007回例会 2019年10月15日(火) 天候 晴

月間テーマ 経済と地域社会の発展月間/米山月間

■ロータリーソング 我等の生業

■司 会 石畠 弘樹 会長

■ビジター

函館RC 日下部 博久 氏

■会長報告

1、長崎東RCより創立50周年のご案内がありました。

2、理事会報告

■幹事報告

1、国際ロータリー第2510地区ガバナーエレクト事務所が現ガバナー事務所内に開設されました。

2、他クラブ例会変更：10月21日(月)函館亀田RC夜間例会、24日(木)函館RC移動例会、31日(木)函館RC自主休会。

「相続法改正について」

例会運営委員会 委員長 平井 喜一 会員

1 相続法改正の概要

◎昭和55年以来の大改正、
家族のあり方の変化に対応

*生存配偶者の保護

*判例の取り入れ

*遺産分割についての見直し

*遺言についての見直し

*遺言執行、遺留分についての見直し

2 生存配偶者の保護

◎配偶者に住み慣れた家を残したい！というニーズしかし、配偶者以外に相続人がいる場合の法定相続分は子どもがいれば1/2、両親がいれば2/3、兄弟姉妹がいれば3/4であり、全部ではない。

換価が困難な場合、家を売って分けるしかない？

配偶者に全部あげるようにも、もらえなかつたほかの相続人から遺留分減殺（※1）や特別受益

（※2）の主張がされる？

→今回の法改正は、配偶者に2つの規定を設けた

施行は2020年（令和2年）4月1日以降に生じた相続について



*配偶者居住権

*配偶者保護のための居住用不動産の贈与・遺贈の持戻し免除

※1 遺留分減殺

法定相続人のうち、配偶者・子・両親・祖父母が相続人である場合で、他の相続人等が遺産を取得する遺言などがあって、相続できないケースにおいて、法定相続分の半分の限度で、遺産を取得した者に代償金（今回の法改正前は現物返還だった）を求める権利。

・権利行使の意思表示があってはじめて権利となる。
・相続開始及び遺留分を侵害する贈与・遺贈の存在を知ってから1年の消滅時効、相続開始から10年の除斥期間にかかる。

・兄弟姉妹には遺留分なし。

※2 特別受益

遺産の算定において、一部の相続人があらかじめ受けた贈与などを、特別な受益分として遺産の算定に加えて具体的な相続分を計算するしくみ。

(1) 配偶者居住権－短期

自宅兼店舗の場合、自宅部分のみが居住権の対象。
収益権はなし。必要費（固定資産税など）は負担。
修繕義務はなし。

配偶者が相続放棄をしたり、配偶者以外の者に全財産を遺贈する遺言があった場合など、配偶者が遺産分割の当事者にならない場合（同条2項）についても、居住建物を取得した者の申し入れがあった日から6ヶ月経過までは無償で居住できる。

内縁の妻について適用はない、が使用貸借（ただで貸す）と解釈できればほぼ同様の結論になるか？

(2) 配偶者居住権－長期

配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に居住していた場合に、建物全部について無償で従前のように使用・収益することができる権利。

配偶者（内縁の妻は含まない）の死亡までの終身の権利。

合意等によって期間を短くはできるが、その場合には期限延長・更新はない。

第三者に譲渡できない権利。

遺産分割協議・遺贈・死因贈与・遺産分割審判のいずれかを取得原因とする。

登記をしなければ第三者に対抗できない。

登記は建物についてのみ、敷地については権利は及ぼない。

(2) 配偶者居住権一長期

第三者と共有する建物は対象外（被相続人と配偶者の共有物件は対象になる）。

権利は建物全体に及び、自宅兼店舗の場合店舗部分も及ぶ。収益権もあり（ただし、無断で第三者に使用収益させることや増改築はできない。1032条3項。）。

長期の配偶者居住権は財産性有り。配偶者の特別受益として評価され、遺留分侵害の対象となる。評価額算定は実務上課題となりそう。

居住建物が滅失した場合、再建築物に配偶者居住権は及ぼず、消滅。

3 遺産分割についての改正

(1) 預貯金の仮払い

従来、預貯金については法定相続分の限度で払い戻しを求めるることはできた（実務上、全員の実印の押印を求められることが多く、訴訟によらざるを得ないこともあったが。）。

しかし、平成28年12月19日の最高裁判決で判例変更となり、遺産分割をしなければならなくなつた（=金融機関は、遺産分割前の払い戻しを拒める）。公平な遺産分割を重視したものであるが、反面、葬儀費用等の緊急の引き出しができなくなり、行方不明者などがいる場合口座凍結が長期化し生活に困るなどの問題も懸念された。

(4) 親族の特別の寄与について

療養看護に努めた親族が報われない！との声はかねてからあった

*相続人でない親族（子の妻など）に分配はない

*上記の例で、その子の取り分を多くするなどして事実上配慮するケースもあるが、先にその者が死亡していた場合等は、報いようがない

*親族間の相互扶助の範囲内として一蹴されることも多い

→特別の寄与制度を設け、療養看護に報いることは

■ニコニコボックス

石畠会長、安保幹事 平井委員長、本日の卓話よろしくお願いいいたします。

佐々木会員、岩山会員、高野会員 月初めです。

黒島会員 親睦活動委員会の皆様、お疲れ様です。

■出席報告

- ・10月15日(火) 会員41名中 出席25名(免除2名)
- ・10月1日(火) 74.36%

サロンドエピ(有)しんぽ建築設計室

新保 栄子 会員

花園町8-8 電話 56-4624

被相続人の意思にもかなう

*特別寄与料を請求できる者は、相続人ではない親族

相続放棄した者などは含まない、内縁の妻は？立法趣旨からするとどうか・・・だめ。

→手続の長期化・不安定化防止の定めもある

「無償の療養看護」が対象

証明には、病状や介護記録などの客観資料が重要。

権利行使の期間制限は、相続開始及び相続人を知ったときから6ヶ月または相続開始から1年

4 遺言についての改正

(1) 自筆遺言の方式について 968条の改正

全文自筆、代筆不可、要署名押印の原則はそのまま

*財産目録を自筆によらなくてもよい、P C作成可

*目録の各頁に署名押印が必要

*加除訂正の方法については改正なし

*平成31年1月13日以降に作られた遺言が対象

(2) 遺言書保管制度

これまで公正証書遺言を公証人役場が保管するのみ。公正証書遺言は当然ながら作成費用がかかる。

*令和2年7月10日以降、自筆遺言を法務局に保管してもらう申請が可能

*保管する遺言は、封をしていない状態。原本及び画像情報が管理される。

*遺言者は、閲覧請求・保管の取り下げが可能。遺言者以外は、遺言者の死亡まで閲覧請求できない。

(3) 遺言執行関連改正

①遺言執行者について、遺言執行者の法的立場、なした行為の法的効果について明記

②遺言執行者が預貯金の払い戻しや解約を行う権限があることを条文化（従来は、トラブル防止のためわざわざ書き加えた公正証書を作っていたが、合理的意思を推測し条文化。）

③復代理人の選任権（旧1016条での定めでは弁護士等に委任できないのではないかという議論があった。）

④特定財産承継遺言（1014条2項）について、第三者との関係で対抗要件具備を要するものとされ、同時に、対抗要件具備の権限が遺言執行者にあることを明記など、様々な改正

市内他クラブ プログラム

10月30日(水) 函館北RC 卓 話

10月31日(木) 函館RC 自主休会

11月 1日(金) 函館五稜郭RC 卓 話

11月 4日(月) 函館亀田RC 祝日休会

◆ テレfonサービス 26-3170 ◆

ホンダプリモ西函館(株)

杉谷 保子 会員

大繩町22-2 電話 42-2838